平成２５年（フ）第８０号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目17番10号
債務者　古屋美貴子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７８号
横浜市鶴見区矢向５丁目11番29―301号
債務者　下地　　望
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
横浜市青葉区新石川２丁目26番地　ローブルたまプラーザ209号
債務者　二瓶美智子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８５号
岡山市中区倉益102番地30
債務者　田中　里佳
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
石川県小松市戸津町ウ80番地
債務者　関　八千代
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第８７号
長野県小諸市大字加増640番地15
債務者　大寺　健太
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２５１号
釧路市鳥取北９丁目４番５号　サトウハイツ１階３号
債務者　野村　秀春
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６５６号
東京都調布市深大寺北町１丁目30―１
債務者　望月　昭裕
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７号
東京都府中市小柳町３丁目30―４
債務者　佐保田芳隆
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５８号
東京都府中市小柳町３丁目30―４
債務者　佐保田純子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３号
東京都北区神谷２丁目24―４
債務者　塚原　　栄
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９号
北海道河東郡音更町木野大通西11丁目１番地５　グレースタウンＡ―205
債務者　小泉　美里
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
北海道上川郡新得町西１条南３丁目20番地４
債務者　宮下　綾子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４号
東京都町田市原町田２丁目23番12号杉井ビル302
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２３号
静岡県浜松市浜北区西美薗127番地の１　マンション北浜305号
債務者　鈴木　雅人
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市皆瀬町223番地５
債務者　辻　美代子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係